

だいたう 議会報告

日本共産党 大東市議会議員団

大東市谷川1丁目1-1
議員団控室直通
TEL/FAX 871-5588

合同委員会・報告会

4月13日 開催さる

まちづくり委員会といきいき委員会合同の報告会がありました。

「まちづくり」からは消防・水道局から各1件、「いきいき」からは健康福祉部・教育委員会生涯学習部から、それぞれ4件、子ども未来部から1件の報告案件がありました。

消防本部
3月議会にて飛田市議が質問した「住宅用火災警報器の普及啓発について」全世帯設置へ向けて、戸別訪問を行い、留守宅にはパンフレットとアンケート葉書を届ける活動に着手するとい

うものです。

大東市内の普及率は府下トップクラスとはいえ54%と、以前半数近くの世帯

で未設置となっています。この質問をした3月25日にも火災による死者がありました。また、最近の火災原因はタバコの不始末によるものよりも放火など不審火が増えています。

水道局

逃げ遅れによる犠牲者を出さないためにも、火災警報器の設置を、また、設置した後にも毎月のテスト運行が必要で

大阪府・大阪市水道事業統合協議会の経過と府水協での対応、大阪府水道部による用水供給料金値下げへの対応についての報告がありました。

地方分権を理由に撤退したい橋下知事が、昨年2月に大阪市長に提案したものが、協議会や検証委員会でも協議を重ねていました。府下42市町村と大阪市の状況、とりわけ受水状況は水

源が遠い泉州地域や地下水が豊富な吹田市など、府下均一では無いことから、まとっていません。

また、大阪市では経営の利益を他市に還元することが出来ないため、困難な状況となっています。

本年1月30日に出された今後の方向性では「受水市町村の総意において、コンセツション(公設民営)方式は選択しない。府域水道事業の今後の方向性としては、基本的に企業団方式で検討を進めることとし、将来的には大阪市を巻き込んだ府域水道をめざしていく。」また、来年4月の企業団設立を目標にして検討が進められると報告がありました。

また、水道料金の値下げでは10円10銭の下げ幅で一粒米あたり88・10円→78円へと値下げすることが出来すが、幹線の整備や老朽化したインフラの整備などの費用負担が課題として残ります。

健康福祉部からは

(1) 障害福祉サービス(居宅介護・短期入所・入所通所施設等)

(現行)		(改正後)	
所得区分	上限月額	所得区分	上限月額
一般(市民税課税世帯)	37,200円	一般(市民税課税世帯)	37,200円
所得割16万円未満	9,300円	所得割16万円未満	9,300円
所得割28万円未満(障害児)	4,600円	所得割28万円未満(障害児)	4,600円
低所得2	3,000円	低所得	0円
市民税非課税世帯(低所得1を除く)		市民税非課税世帯	
低所得1	1,500円	生活保護	0円
市民税非課税世帯(本人の年収80万円以下)		生活保護世帯	
生活保護	0円		

- ① 障がい者自立支援法の利用者負担制度の見直し
- ② 同じく生活介護サービス事業所の開所について
- ③ 総合福祉センター特別入



市議員 090-3864-5037



市議員 090-1079-8939



市議員 090-7099-8429

(2) 地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、訪問入浴)

(現行)		(改正後)	
所得区分	月額負担上限	所得区分	月額負担上限
市民税課税世帯	4,000円	市民税課税世帯	4,000円
市民税非課税世帯	2,000円	市民税非課税世帯	0円

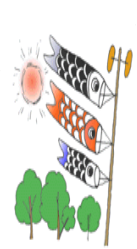
浴の閉鎖に伴う利用者の異動について
④ 野崎憩いの家別館の開所についてなどです。

我が党や国民世論の力で「障がい者自立支援法」の廃止及び新たな制度の創設に向けた検討が進められています。その見直しの一環として行われる改訂です。(表)

1・2参照
これらは4月から適応され、利用者からの申請は不要です。教育委員会・生涯学習部からは4件の報告がありました。市指定文化財の指定について、平瓦は鎌倉時代初期に岡山市で制作され、水路から淀川・木津川と運び、陸路を京都へというルートが一般的だったが、何らかの理由で一時的に北新町経由で運ばれたのかもしれない。市内古道の一つ、河内街道を使ったかどうかは定かではありませんが、東大寺(ひがしおおでら)という小字名が残っていたことがわかっており、そこから「東大寺刻印平瓦」が出土したことは、冬至、何らかの関連があったことを示唆しているものとして、興味深いものがあります。



煙感知器(住宅用火災警報器) 熱感知器(自衛消防)



法律相談
5月7日(金)7時~
大東市民会館
※先着順です
871-5588まで

拡充されました。 国民健康保険・短期証 有効期限と対象世代。

多くの国民が望み、日本共産党の小池晃議員などが国会で追及してきた、国民健康保険法ですが、必要な人が医療を受けられなかったり、高すぎる保険料(税)が「払いたくても払えない」といった問題と共に、滞納者から保険証を取り上げるやり方や、その対象をこどもなどの社会的弱者と呼ばれる人にまで拡大することへの批判の声が高まっています。しかし、現在国会での審議・追求により今月中には一部改正される見通しとなりました。

新しい国民健康保険短期証は、5月1日から有効となるため、大東市では早速対象者に送付を始めた。

共産党議員団は、議会ごとに国保税の問題点を指摘し、要望してきたのですが、今後国が引き下げた財源保障を、従前の5割に戻すように追求していきます。

有効期限が半年に

現在発行されている短期証の有効期限は3ヶ月ですが、これを6ヶ月(半年)に引き延ばされます。

対象世代の拡大も

資格証明書交付世帯にしていることに対するペナルティーはおかしいと、今までも中学生までは無条件で発行させてきましたが、国民の声を受けてその対象世代が高校生までと拡大される見通しです。

核兵器廃絶・平和への思い

大東市長、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する都市アピールに署名。



「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、我が国は、世界で唯一の被爆国として、これまでも核兵器廃絶を求めてきた。本市においても、1983年に、核兵器廃絶を強く訴える「非核平和都市」となることを宣言し、平和への祈願を内外に表明している。

2009年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速している。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国をはじめ各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要がある。

このため、世界の3,680都市(2010年3月1日現在)が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議で採択されることを目指しており、本市議会も同議定書の趣旨に賛同する。

よって、国会および政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年3月

大東市議会

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書が、3月議会(全議員賛成)で可決されました。(右)全国の自治体としては668番目。

また、大東市長も同議定書に賛同する都市アピール署名書に署名を行いました。尚、全国の平和市長会議への国内自治体加盟状況は4月1日現在で63市町村が加盟していますが、大東市はこれからという状況です。

9条の会おおさか 憲法記念日のつどい
 5月3日(月・祝) エルおおさか
 午後1時会場 1時半開会
 参加費:一般 ¥1000
 学生 ¥500
 介助者無料

9条の会おおさか・憲法記念日の集いでは、ニューヨークから最新映像リポートがあり、再検討会議前日の国際行動や若い青年たちの取り組みも報告されます。

会場のエルおおさかへは、地下鉄・京阪電車「天満橋」下車、徒歩5分ほどです。